

2019年12月17日

日本公認会計士協会
会長 手塚正彦

令和2年度税制改正大綱に関する会長コメント

去る12月12日に公表された自由民主党及び公明党の「令和2年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」といいます。）では、持続的な経済成長実現のために、デフレの脱却と経済再生、中小企業等の支援、地方創生、経済のグローバル化・デジタル化への対応等多角的多面的な税制の見直しが議論されております。当協会でも、従来、変化する社会情勢からその問題点を見だし、政策手段の一つとして、中期的に税制はどうあるべきかという観点で「税制の在り方に関する提言」、及び税制の構造的問題に関する政策的要望と税制の各個別規定に関する個別的要望として各年度の「税制改正意見・要望書」を公表し、我が国経済社会の維持・発展に貢献するために、中立的な立場から、税制に対する要望・提言をして参りました。

与党大綱では、特に、事業会社による一定のベンチャー企業に対する出資に関し、一定額の所得控除を認めることを中心とするオープンイノベーションを促進する税制措置が講じられることとなり、当協会が「令和2年度税制改正意見・要望書」において、「法人がベンチャー企業に投資した際の、投資額の一定額の損金算入制度」の創設を要望してきたことと相違ない制度創設であると理解しています。

また、円滑・適正な納税のための環境整備として、企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から消費税の申告期限を延長する措置が講じられる点も、当協会では、会計監査実務に従事する実務家の視点から、「事業年度末における決算及び申告業務が短期間に集中することによる業務の負担を軽減する」ことを意図して要望して参りました。

従来の制度の見直しの点では、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することが明示されています。当協会としては、グループ通算制度の制度趣旨を尊重しつつ、連結納税制度から移行しようとする、又は、新たにグループ通算制度を活用しようとする企業等のために実務的に十分な配慮がなされることを望みます。

与党大綱において金融所得課税の更なる一体化や自社株式を対価とした公開買付け等に係る課税の在り方等今後の検討事項として掲げられている論点を含め、当協会は、我が国経済社会の在り方に密接に関連する税制に関し、引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、積極的に意見発信して参ります。

以 上